

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

また、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、1,730者程度が見込まれる。

令和6年12月6日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 野村 文彦

1. 業務概要

(1) 業務名 福井河川国道事務所河川許認可審査支援業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、河川法等の関係諸法令等(以下「関係諸法令等」という。)に基づき河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者(発注者であり以下「調査職員」という。)が行う許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請者等に対する窓口対応、申請手続きについての指導、現地調査等の業務を実施することで、河川管理業務の支援を行うものである。

(3) 業務の内容

本業務は、河川管理業務の支援として、以下に掲げる内容を行うものである。業務発注担当部署における調査職員からの指示及び承諾行為は管理技術者に対して行うため、業務を直接実施する担当技術者は、管理技術者の管理下において業務を行うものである。

管理技術者は、関係諸法令等を適切に理解した上で業務全体を統括し、常に調査職員との連絡を密に行うとともに、担当技術者からの報告や、同者への指示等を遅滞なく行える体制を整えておくものとする。

なお、関係諸法令等とは下記を基本とする。

- ・河川法及び同法に基づく命令(告示を含む)
- ・河川整備基本方針及び河川整備計画
- ・河川環境管理基本計画
- ・河川管理施設等構造令
- ・工作物設置許可基準

- ・河川砂防技術基準（案）
- ・河川敷地占用許可準則
- ・河岸等の植樹基準（案）
- ・河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン（案）
- ・砂利等採取許可準則
- ・「河川許可申請対応マニュアル(案)」 （近畿地方整備局河川部）

また、担当技術者は、管理技術者の指示のもと、業務対象河川の内、河川区域、河川予定地、河川保全区域の河川法に基づく各種申請書・届出等の受理・整理、河川法に基づく台帳等の点検、修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行うものとする。

- 1) 河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、受付、事前整理、審査（形式、内容）業務
- 2) 河川現況台帳（法定台帳）・付図等の補正及び整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載・削除等の整理の業務
- 3) その他の業務
 - ①出水時等における業務に関する支援
 - ②河川管理に関する業務における資料作成及び現地確認
- 4) 予定許認可処理件数は年間 170 件を予定している。

（４）技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から、競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、入札説明書に定める留意点（評価テーマ）を踏まえた技術提案を行うこととする。

（５）成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- 1) 業務実施報告書 1 式
- 2) 打合せ記録簿 1 式

（６）履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

- （７）本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。
- （８）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- （９）発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、下記2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。なお、令和7年4月1日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度当該希望業種に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を下記4.（2）2）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。（以下、同じ）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

2-2. 設計共同体

上記2-1.（1）から（9）（ただし、上記2-1（8）については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和6年11月29日付け近畿地方整備局長）に示すところにより、近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札の時までに受けているものであること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他分任支出負担行為担当官に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1) については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている

場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

・業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

・「資本面・人事面で関係がある」とは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記（1）における中立公平性が確認できる誓約書を入札説明書の様式-11、11別紙にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

(3) 業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、1件以上の実績を有すること。

なお、設計共同体にあっては、構成員のうちのいずれかの企業が、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

実績として認める業務

国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務（河川又は道路）、行政事務補助、CM業務、PFI事業技術アドバ

イザリー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）
- ・河川維持管理技術者
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者
- ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※１）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・河川法第 7 7 条第 1 項の河川監理員の経験を 1 年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を 2 0 年以上有する者（※２）

※１「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※２「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

・配置予定管理技術者は、平成 2 2 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和 6 年度完了予定も対象に含む。なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）において、1 件以上の実績を有すること（照査技術者として従事した業務は実績として認めない。）。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 6 0 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

・業務実績には、平成 2 2 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。また、上記の期間に 1 年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1 年未満は切り捨てとする。

1) 同種業務

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務（河川）、発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務（河川）

2) 類似業務

大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する公物管理補助業務（河川）（類する業務を含む。）、発注者支援業務、（類する業務を含む。）管理施設調査・運用・点検業務（河川）、国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務
※（類する業務を含む）とは、公益民間企業等が発注する発注者支援業務又は公物管理補助業務と同等の業務内容の業務

（３）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。なお、受注者（競争参加資格確認申請書の提出者）と直接的雇用関係にあることを証明する資料（入札説明書の様式-12）を添付すること。

（４）手持ち業務量

配置予定管理技術者は、令和7年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。なお、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数（注1）で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。また設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率（注2）を乗じた金額とする。

注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。

注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負金額とする。なお、出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、総契約金額（当該年度分）とする。

ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える業務においては、令和7年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

なお、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和7年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るも

のを除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの。

- ・ 技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・ 河川維持管理技術者
- ・ 河川点検士
- ・ 一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験（※2）を5年以上有する者
- ・ 「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者

※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合でも、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

※1「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、「R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者」のことをいう。

※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

2-7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の

範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引きを実施し、落札者を決定する。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点)×(1-入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記A、B、Cの評価項目毎及び本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、Dの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

A 配置予定技術者の経験及び能力

B 実施方針

C 技術提案

D 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(Aに係る評価点)＋(技術提案評価点)×(Dの評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(Bに係る評価点)＋(Cに係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

近畿地方整備局 総務事務センター福井分室

T E L : 0776-35-2664 Mail: kkr-keiyaku-fukui@mlit.go.jp

(2) 入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること。）。

交付期間は、公告日から令和6年12月20日（金）までのうち行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分まで（最終日は、12時00分まで）とする。ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R等）を下記申込先に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記申込先にあらかじめ申し出ること。

1）交付期間：公告日から令和6年12月20日（金）までのうち、休日を除く毎日9時00分から16時00分まで（最終日は、12時00分まで）とする。

2）申込先及び交付場所：

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

近畿地方整備局 総務事務センター福井分室

T E L : 0776-35-2664 Mail: kkr-keiyaku-fukui@mlit.go.jp

3）交付申込期限：令和6年12月20日（金） 12時00分まで

（3）競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

1）提出期間：公告日から令和6年12月20日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで（最終日は、12時00分まで）。
なお、紙により持参する場合は、9時00分から16時00分まで（最終日は、12時00分まで）。

2）提出先（紙により持参、郵送等による場合）：上記（1）に同じ

3）提出方法：技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送等により提出すること。

（4）競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

1）実施方法：電話による

2）実施期間：別途連絡

3）ヒアリング時間：別途連絡

4）ヒアリング対象者：配置予定管理技術者

5）ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

（5）競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果通知は令和7年1月17日（金）を予定する。

（6）入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得

た場合は紙により持参すること（郵送又はFAXによる提出は認めない）。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年2月5日（水）12時00分
- 2) 紙により持参の場合は、令和7年2月5日（水）12時00分
- 3) 開札は、令和7年2月6日（木）10時00分
近畿地方整備局 福井河川国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(7) 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は当該業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）としての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

- 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (8) 上記2. 2-1 (2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の申請をしていない単体企業又は一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の申請をしていない単体企業を構成員に含む設計共同体も、上記4. (3)により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、定期受付の申請が完了し、かつ、競争参加資格確認を受けていなければならない。

(9) 本業務は、令和7年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は令和7年4月1日とする。

なお、本業務は、令和7年度予算が成立し、支出負担行為計画示達が行なわれることを条件とした入札であり、当該業務にかかる令和7年度支出負担行為計画示達日が令和7年4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(10) 予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。

(11) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(12) 詳細は入札説明書による。

以 上